

事業概要シート

施策	0102	親と子の健康増進	《》の金額	現年度当初・補正予算、前年度繰越額の合計 ※補正予算要求時は今回の補正予算額を除く ※次年度予算要求時は次年度繰越額を除く
事業名	ヤングケアラー支援事業	新規	予算額	0 千円
事業期間	令和4年度	～		《》千円
根拠法令要綱等	子どもの権利条約、教育基本法、児童福祉法、こども・若者育成支援推進法、こどもの貧困対策の推進に関する法律	財源内訳	国庫支出金	0 千円
			県支出金	0 千円
			地方債	0 千円
			その他	0 千円
			一般財源	0 千円

【事業の目的・概要・対象】

- ◆R4年度中、本市と日本財団でヤングケアラー支援について協定締結予定。
- ◆事業については、日本財団がR5.1月からR8.3月まで、NPO法人schoolへ直接補助を行い支援を実施。
- ◆R8年度から、市が事業を引き継いで実施するよう計画しており、実施する場合は同法人へ業務委託予定。

【目的】

ヤングケアラーを早期に発見し、支援につなげられるように、関係機関や児童生徒への周知啓発を行う。
またヤングケアラーを早期に発見し、支援につなげる支援体制の整備を行う。

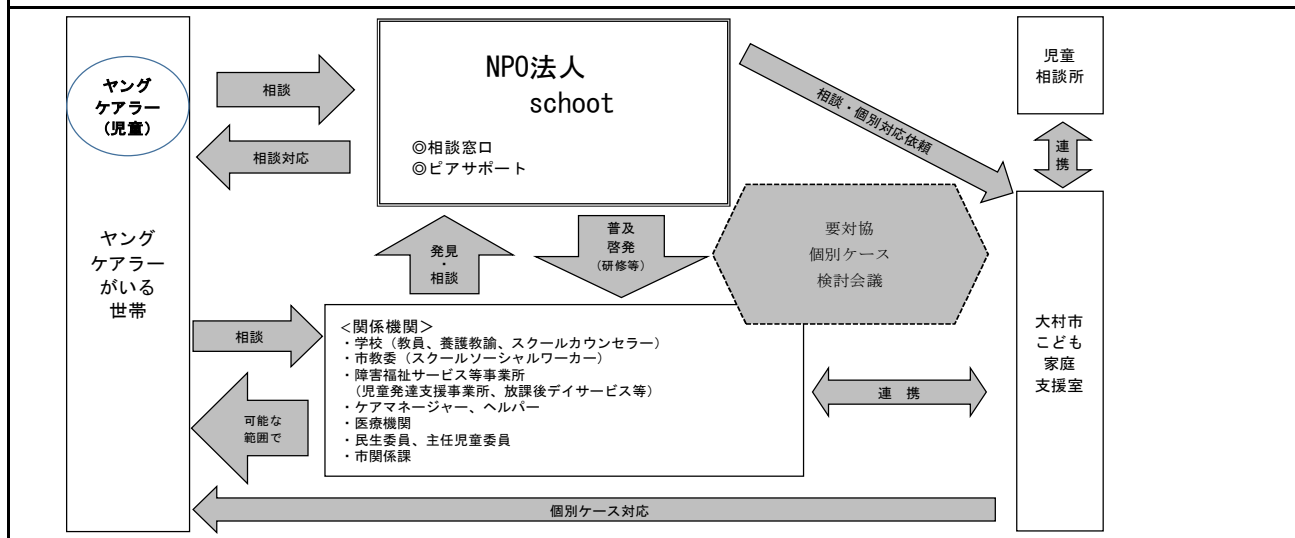
【概要】

(1) ヤングケアラーの早期発見と把握

- ① 福祉、介護、医療、教育機関等の関係機関等への研修会の実施（年1回）
- ② 市教委SSW、学校教員向け研修会の実施
- ③ 小、中、高校、支援学校の児童生徒へのヤングケアラー啓発授業の実施
- ④ 児童生徒向け調査アンケートによる実態把握と早期発見
- ⑤ SNSや啓発チラシ等での普及啓発活動

(2) 相談支援体制の構築

- ① ヤングケアラー専用相談窓口の開設
 - ・常勤職員 1名（社会福祉士等ヤングケアラー支援において効果的な資格を有する者）
 - ・相談窓口時間（火曜日～土曜日 10時00分～18時00分）
- ② ピアサポートの開催（月1回、オンラインもしくは対面）



【背景】

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもである。令和2年度の厚生労働省調査では、「家族の中にあなたがお世話をしている人はいますか」という質問に対し、「いる」と答えた中学2年生は5.7%にのぼり、17人に1人がヤングケアラーという結果であった。子どもとしての時間と引き換えに日常的に家事や家族の世話をすることで、学業・就職・友人関係等へ影響が及んでしまうため、早期発見・早期解決が望ましいが、家族の世話は当たり前という世間の風潮や、当事者がやりがいに感じている場合もあり、家庭内の問題が表面化しづらい状況にある。

担当課	こども未来部こども家庭課	課長	久保 昭隆
担当者	松本 美穂子	問合せ先	0957-54-9100

事業概要シート

【活動指標】

指標名		単位	R 3 (実績)	R 4 (計画)	R 5 (計画)	R 6 (計画)	R 7 (計画)
①	関係機関向け研修会	回	0	1	1	1	1
②	児童生徒向け啓発授業	回	0	3	25	25	25

【成果指標】

指標名		単位	R 3 (実績)	R 4 (計画)	R 5 (計画)	R 6 (計画)	R 7 (計画)
①	ヤングケアラーの相談対応	件	0	10	30	50	80
②	支援計画に基づく支援	件	0	2	4	6	8

【予算・決算】 (千円)

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	合計
事業費	0	0	0	0	0	0	0
国庫支出金							0
県支出金							0
地方債							0
その他							0
一般財源							0
人件費	0	0	0	0	0	0	0
職員(人)							0.00人
時間外勤務(h)							0h
会計年度任用職員(人)							0.00人
フルコスト	0	0	0	0	0	0	0

妥当性 (市の関与)	要保護児童対策事業において、要保護・要支援児童にヤングケアラーも該当し、支援が必要と判断される場合には、ケース管理を行い直接支援を行っているため、市の関与は妥当である。
有効性 (施策貢献度)	ヤングケアラーの専門的知識を持った職員を配置し、児童等が気軽に相談できる環境が確保される。児童にかかわる機関への周知啓発により、ヤングケアラーの支援体制を整え、早期発見し支援を行うことができる。結果として、本来守られるべき児童の権利を守ることができ、学業や就職、対人関係への影響を最小限に抑えることができる。
効率性 (コスト)	ヤングケアラーの相談窓口を開設することで、児童、家族及び関係機関において相談先が明確になる。また、軽微な相談対応や周知啓発に係る業務を委託することで、市として、真に支援が必要な家庭へのケースワークに専念することができる。

1次評価	担当者記載のとおり
2次評価	1次評価のとおり